

町会加入率の算出について

1. 町会加入率とは

地域コミュニティの状況を表す指標の一つとして「町会加入率」がある。一般的に町会加入率は次の算出式で算出される。

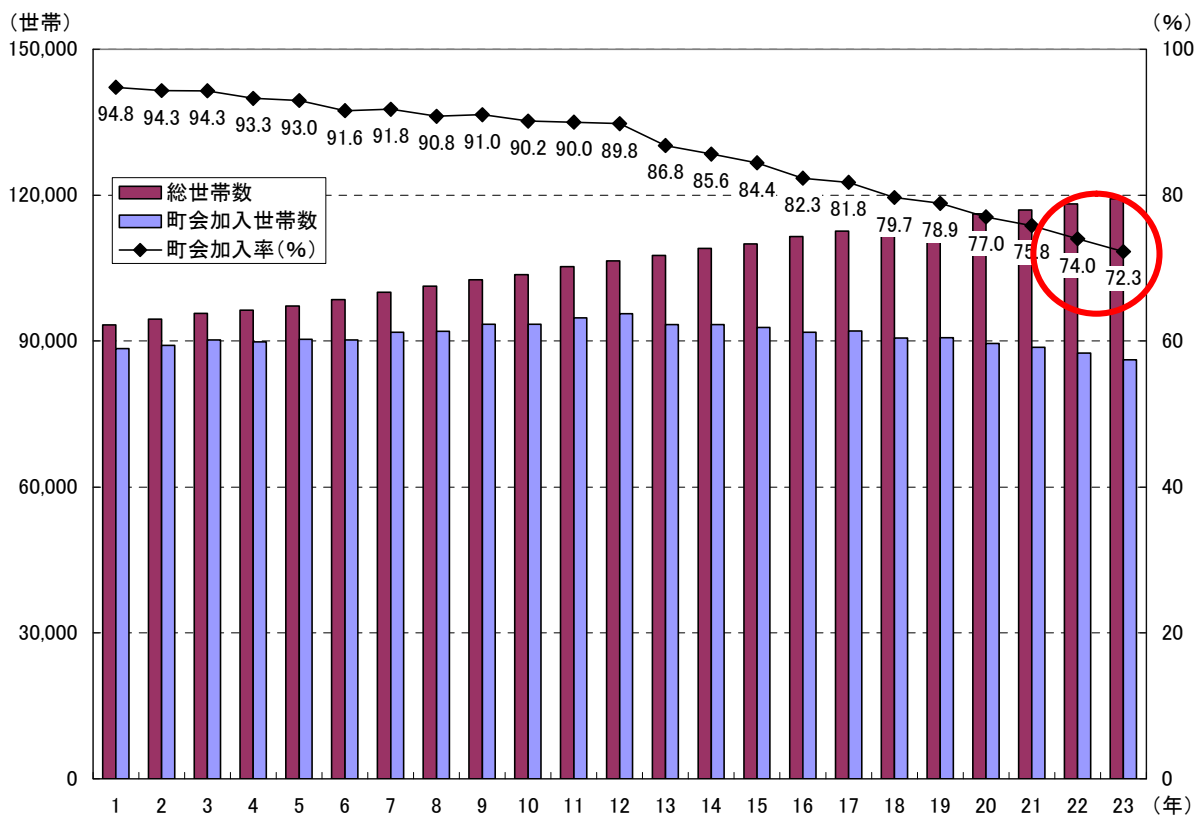
$$\text{町会加入率(\%)} = \frac{\text{町会加入世帯数}}{\text{住民基本台帳世帯数} + \text{外国人登録世帯数}} \times 100$$

2. 八尾市における町会加入率の推移

八尾市における町会加入率の推移は以下のとおりである。

平成元年から平成11年まではゆるやかな低下傾向にあったが、平成12年以降、加入率の低下が進行し、**平成23年には72.3%**となっている。

図表1 町会加入率の推移



(注) 各年5月1日現在。

(資料) 八尾市調べ

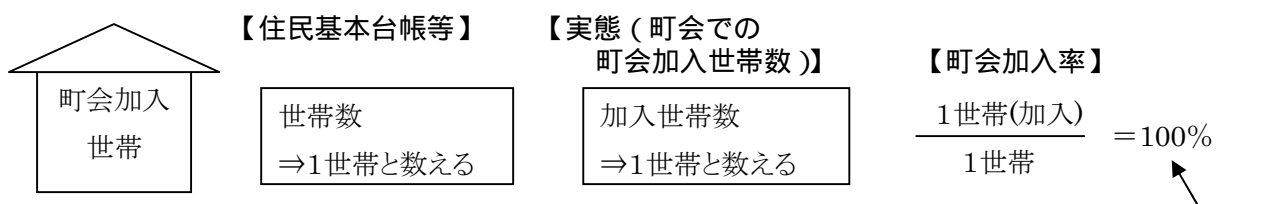
3. 従来の町会加入率の算定方法の課題

町会加入率の算出にあたっては、分子にあたる「町会加入世帯数」は各町会からの報告をもとにした数値であるため、実態を現しているものといえる。

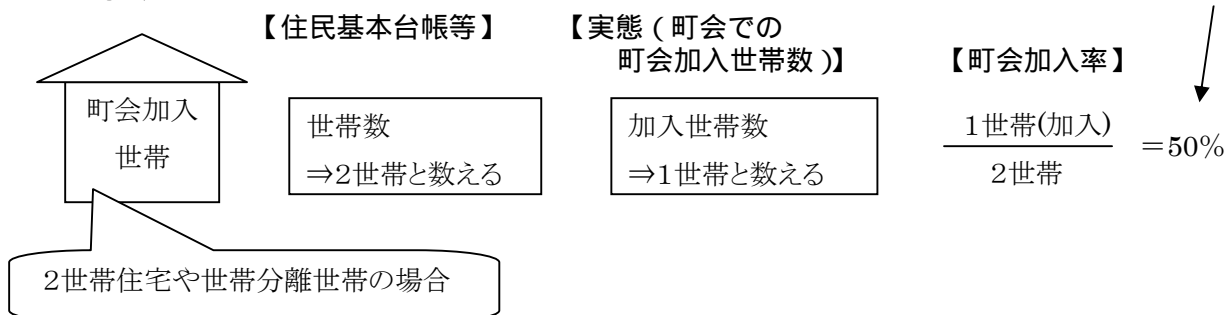
一方、分母にあたる「住民基本台帳世帯数+外国人登録世帯数」(以下、「住民基本台帳等」という)は、「2世帯住宅の場合」や「世帯分離を行っている場合」は『2世帯とカウントしてしまう』ため、世帯全体としては町会に加入しているにも関わらず、同世帯の計算上の加入率は実態よりも低く算出されてしまう。

すなわち、世帯数をどう数えるのかによって、算出される町会加入率に違いが生じてしまうことが起こりうる。

(事例①) 住民基本台帳等と実態が一致



(事例②) 住民基本台帳等と実態が不一致



4. 町会加入率の算定方法の見直し(案)

そこで、世帯数をより実態的に表していると考えられる「国勢調査」による世帯数を用いて、町会加入率を試算してみることにする。なお、「国勢調査」が行われない年度については、大阪府が算出している推計人口の世帯数を用いる。

$$\text{町会加入率(\%)} = \frac{\text{町会加入世帯数}}{\text{国勢調査世帯数}} \times 100$$

【新方式案】

国勢調査の方が世帯数をより実態的に表しているとする理由

国勢調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。住民基本台帳への届出の内容に関わらず、実態として「住居と生計を共にしている場合」は1世帯と数えることになっています。一方、住民基本台帳については届出状況により世帯数を数えるため、住所変更の届出をせずに転居している世帯(例:一人暮らし世帯で届出をせずに市外転出した人、長期入院者、長期海外渡航者)も、八尾市に住んでいる世帯数として数えることとなります。

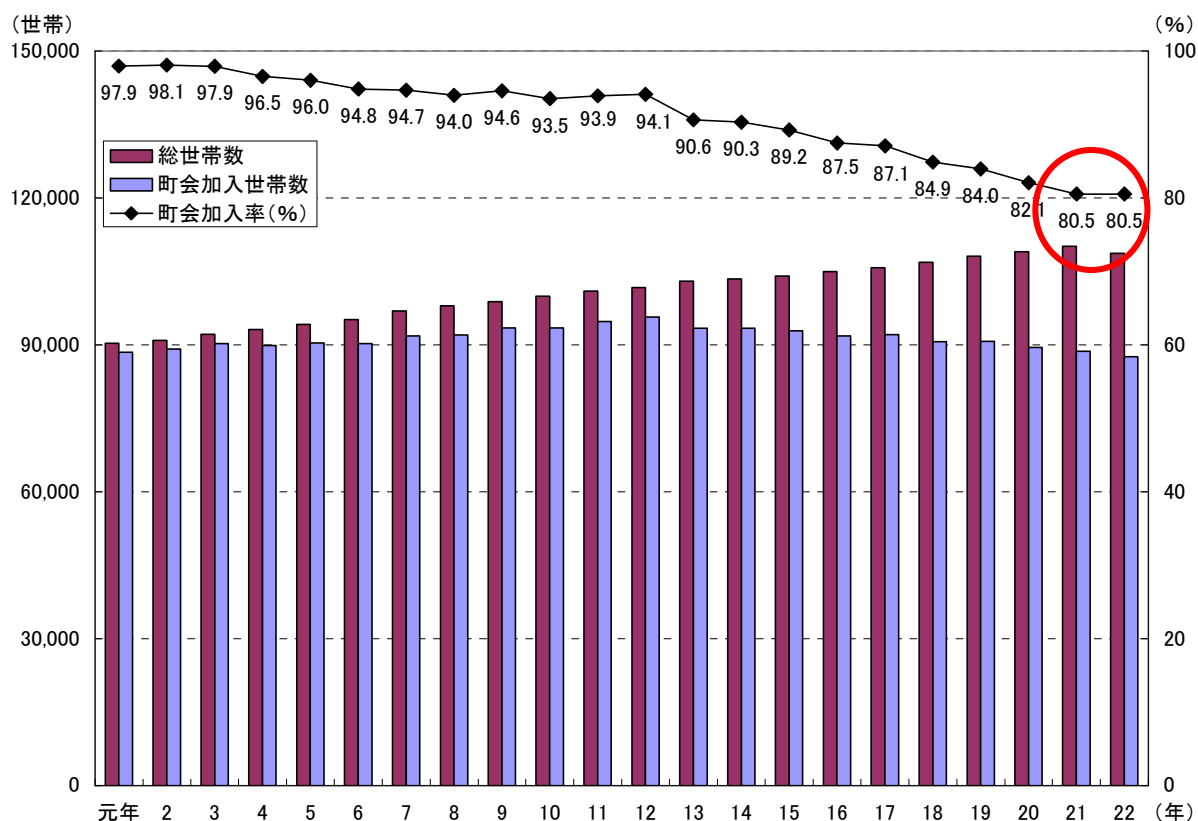
なお、学生寮や社会福祉施設等については、国勢調査では1棟1世帯としていますが、住民基本台帳では全て1人1世帯と数えます。これらの統計の違い・特性を十分考慮しながら、どのような算出方法が適しているのかについて考えることが必要です。

5. 八尾市における町会加入率の推移（新方式案で試算）

新方式で町会加入率を試算し、その推移をみると、国勢調査を利用した町会加入率は、平成 22 年で 80.5%となる。

住民基本台帳をベースとする従来の算出方法によると、平成 22 年の加入率は 74.0%であることから、算出結果に 6.5%の違いが生じている。

図表4 国勢調査を利用した町会加入率の推移



(注1) 国勢調査結果をもとに推計を行っている。

(注2) 平成 22 年は国勢調査確報集計結果である。

(資料) 大阪府「大阪府統計年鑑」

図表5 町会加入率 (H22) の算出結果の比較

世帯数のデータ	世帯数(H22)	町会加入世帯数	町会加入率(%)
住民基本台帳等	118,229	87,530	74.0
国勢調査	108,704	87,530	80.5